森町高齢者福祉総合計画

(森町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画)

《令和3年度~令和5年度》

概要版



令和3年3月 北海道森町

● 計画策定にあたって

1 計画策定の目的

介護保険事業と高齢者福祉施策では、介護予防の定着と「地域包括ケアシステム」の構築を目指した施策に取り組んできました。今回の第8期計画は、団塊の世代が75歳以上になる2025年を視野に入れつつ、2040年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現を目指すため、給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保が求められることになります。

全国的な傾向と同様、森町においても高齢者の単身・夫婦のみ世帯などの増加に伴い、生活支援の必要性も高まっています。今後は、ニーズに応じた地域サロンの開催、見守り・安否確認、外出支援、家事支援などの生活支援・介護予防サービスを充実させていくとともに、認知症高齢者を地域で支えるために、早期診断等を行う医療機関、介護サービス、見守り等の生活支援サービス等を充実させていく必要があります。

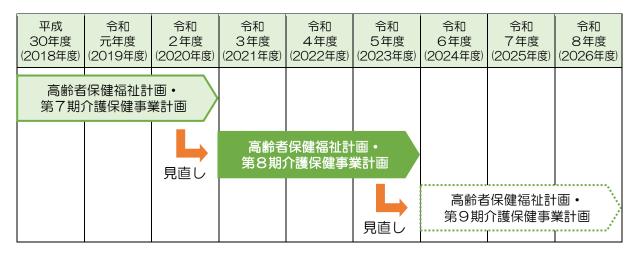
「森町高齢者福祉総合計画」(森町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画)では、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指し、これまでの成果や課題、新たな国の動向を踏まえ、森町らしい地域包括ケアシステムの深化・推進を目指します。

2 計画の位置づけ

本計画は「老人福祉法第20条の8」に基づく市町村老人福祉計画並びに「介護保険法第117条第1項」に基づく市町村介護保険事業計画として、市町村の高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業の円滑な実施を図り、地域包括ケアシステムの構築を目指して、一体的な計画として策定します。

3 計画の期間

計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間です。計画期間3年目の令和5年度に本計画全体の評価・検証を実施し、見直しを行います。

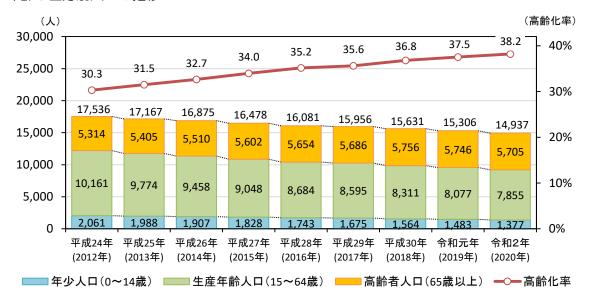


● 当町の高齢者の状況

1 総人口の推移

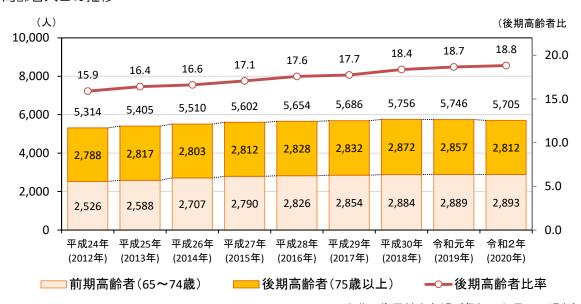
本町の総人口は減少傾向にあり、平成23年の17,795人から令和元年には15,306人まで減少しています。高齢者人口は令和元年度に微減に転じましたが、高齢化率は伸び続けており、令和元年は37.5%、令和2年には38.2%となっています。

■年齢3区分別人口の推移



出典:住民基本台帳(各年10月1日現在)

■高齢者人口の推移

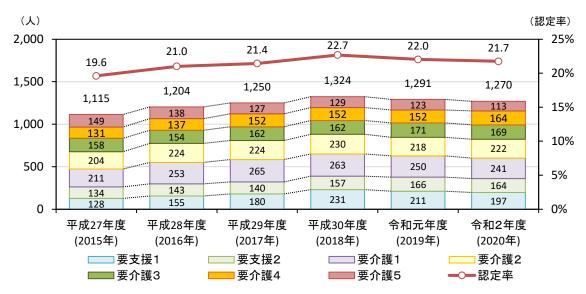


出典:住民基本台帳(各年 10 月 1 日現在)

2 要介護認定率と要介護度の推移

要介護認定率は平成30年度まで増加傾向で推移してきましたが、令和元年度から減少に転じ、令和2年度は21.7%となっています。

■年齢3区分別人口の推移



出典: 平成30年度まで/介護保険事業状況報告年報、令和元年度/介護保険事業状況報告月報(令和2年3月) 令和2年度/介護保険事業報告月報(令和2年8月) ※要介護認定率は第1号被保険者を対象として算出

)計画の基本的な考え方

1 基本方針

1人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加、さらには認知症高齢者の増加が見込まれることなどから、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者のニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制を構築します。

また、自立した日常生活の支援、要介護状態などの予防・軽減・悪化防止、認知症対策の推進、 介護給付などの適正化への取組を重点的に推進します。

2 基本目標

高齢者の尊厳を支えるケアを実現するため、後期高齢者が急速に増加する令和7年度(2025年度)までの間に、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築することを目標として、介護給付等対象サービスの充実を図るとともに、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策や生活支援サービスの充実など、体制の構築に向けた方策に取り組みます。

このため、令和7年度までの各計画期間を通じて地域包括支援システムを段階的に構築することとし、第8期の位置づけ及び第8期に目指すべき姿を具体的に明らかにしながら目標を設定し取組を進めます。

1 高齢者福祉施策の推進

- (1) 在宅サービスの充実
- (2)施設サービスの充実
- (3) 地域共生社会の実現

2 地域生活支援体制等の整備

- (1) 地域包括ケアシステムの構築
- (2) 在宅福祉ネットワーク活動推進事業
- (3) ボランティアセンターの活動推進
- (4) ボランティアの育成と活動支援
- (5) ふれあいサロン事業の推進
- (6) 緊急体制整備事業
- (7) 救急医療情報キット配布事業
- (8)介護保険事業者等への支援
- (9)介護・福祉人材確保の推進

3 高齢者の積極的な社会参加

- (1) 高齢者の学習機会の提供
- (2) 高齢者の就労対策
- (3) 高齢者入浴料金助成事業

4 高齢者の安全で快適な生活の確保

- (1) 高齢者にやさしいまちづくりの推進
- (2) 防災・防犯対策の充実
- (3)ごみ収集体制の充実
- (4) 感染症対策の推進

介護予防に護サービスと

5 地域支援事業の推進と自立支援

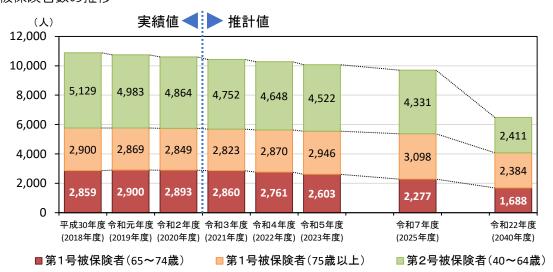
- (1)介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- (2)包括的支援事業の推進
- (3) 任意事業の推進
- (4) 高齢者の自立支援・重度化防止の取組

● 将来推計

1 被保険者数の推計

第1号被保険者数は減少傾向が続き、令和7年度には5,375人、令和22年度には4,072人となることが見込まれます。また、第2号被保険者数は減少傾向が続き、令和22年度には2,411人となる見込みです。

■被保険者数の推移

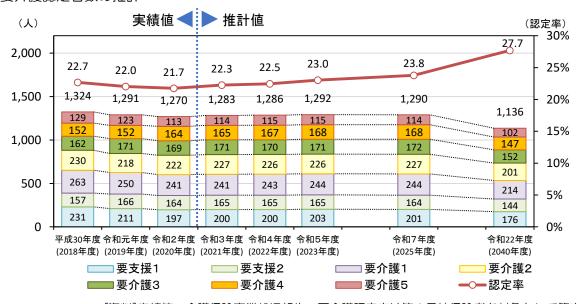


[資料]実績値:住民基本台帳(各年 10 月 1 日現在)、推計値:コーホート変化率法による推計値

2 要介護認定者数の推計

要介護認定者数は平成30年度以降も微増が続きますが、令和7年度の1,290人をピークに減少に転じ、令和22年度には1,136人となる見込みです。また、後期高齢者の増加に伴って要介護認定率は増加し、令和22年度には27.7%になると予想されます。

■要介護認定者数の推計



[資料]実績値:介護保険事業状況報告、要介護認定率は第1号被保険者を対象として算出

● 介護保険料

1 保険料基準額の算定

保険料必要収納額と予定保険料収納率及び補正後第1号被保険者数により、第8期計画期間中の介護保険料(月額)の基準額は6,920円となります。

	令和3~5年度 (第8期)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)	
①保険料必要収納額	1,260,218千円	441,816千円	414,908千円	
②予定保険料収納率	98.0%	98.0%	98.0%	
③補正後第1号被保険者数	15,485人	4,935人	3,740人	
④保険料基準額(月額)(①÷②÷③÷12)	6,920円	7,612円	9,434円	

[※]補正後第1号被保険者数は、各年度の所得段階別被保険者数に所得段階別割合を乗じて算出します。 ※令和7年度及び令和22年度は参考値。

2 第1号被保険者の所得段階別保険料

第8期計画期間の所得段階別の負担割合及び介護保険料を以下のとおり設定します。

保険料段階	対 象 者	基準額に 対する割合	介護保険料 (月額)
第1段階	○生活保護受給者 ○世帯全員が町民税非課税の老齢福祉年金受給者 ○世帯全員が町民税非課税かつ本人の合計所得+課税年金収入 が80万円以下	0.50 (0.30)	3,460円 (2,076円)
第2段階	〇世帯全員が町民税非課税かつ本人の合計所得+課税年金収入が80万円を超え120万円以下	0.75 (0.50)	5,190円 (3,460円)
第3段階	〇世帯全員が町民税非課税かつ本人の合計所得+課税年金収入 が120万円を超える	0.75 (0.70)	5,190円 (4,844円)
第4段階	〇本人が町民税非課税(世帯員課税)かつ本人の合計所得+課税年金収入が80万円以下	0.90	6,228円
第5段階	〇本人が町民税非課税(世帯員課税)かつ本人の合計所得+課税年金収入が80万円を超える	1.00	6,920円
第6段階	○本人が町民税課税かつ本人の前年合計所得が120万円未満	1.20	8,304円
第7段階	〇本人が町民税課税かつ本人の前年合計所得が120万円以上 210万円未満	1.30	8,996円
第8段階	〇本人が町民税課税かつ本人の前年合計所得が210万円以上 320万円未満	1.50	10,380円
第9段階	〇本人が町民税課税かつ本人の前年合計所得が320万円以上	1.70	11,764円

※カッコ内は公費による保険料負担軽減後の値

森町高齢者福祉総合計画 (森町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画)



発行:北海道 森町 令和3年3月

〒049-2393 北海道茅部郡森町字御幸町144番地1 TEL 01374-7-1085 FAX 01374-2-7123 https://www.town.hokkaido-mori.lg.jp/